

# 森林づくりを県民みんなの力で

# みえ森と緑 の県民税

## 平成26年4月導入

「みえ森と緑の県民税」を活用して、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めます。



流木となる恐れがある危険木の除去



治山ダム等に堆積した流木や土砂の除去



里山や竹林の整備



学校等での森林環境教育の実施



公共建築物等の木造化・内装の木質化



公園や保育園等の園庭などの芝生化・植栽

「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

「みえ森と緑の県民税」に関する問い合わせ先

### 個人

平成26年度分から

1月1日現在で県内に住所がある個人、家屋敷等を有する個人（個人の県民税均等割の納税義務者）

年額1,000円

※前年の合計所得額が一定の金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

### 法人

平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から

県内に事務所等を有する法人等（法人の県民税均等割の納税義務者）

年額2,000円～80,000円

（県民税均等割額の10%相当額）

### 税のしくみについて

総務部税収確保課  
電話 059-224-2128  
FAX 059-224-4321  
E-mail zeimu@pref.mie.jp

### 税の使いみちについて

農林水産部みどり共生推進課  
電話 059-224-2513  
FAX 059-224-2070  
E-mail midori@pref.mie.jp

みえ森と緑

検索

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。